

葛飾区地域公共交通活性化協議会の会議の公開に関する取扱要領

4 葛都交第 276 号
令和 5 年 1 月 17 日
交通政策担当部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、葛飾区地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和 5 年 1 月 10 日付け 4 葛都交第 269 号区長決裁。以下「要綱」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、葛飾区地域公共交通活性化協議会の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開方法)

第 2 条 会議は、原則として傍聴できるものとし、会議開催後、会議の開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要を公開するものとする。

2 やむを得ない理由のために傍聴を中止する場合や、書面による開催となった場合は、前項の議事概要の公開をもって会議を公開したものとする。

(非公開の決定方法)

第 3 条 会長は、要綱第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認めるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議傍聴の周知)

第 4 条 会議の開催に当たっては、「広報かつしか」に掲載する等の方法により、傍聴ができる旨を周知するものとする。ただし、会議開催までに日程的な余裕がない等の理由がある場合は、この限りではない。

(傍聴者の定員)

第 5 条 傍聴者の定員は、会場を考慮した上で、会議ごとに会長が定めるものとする。

(傍聴者の決定)

第 6 条 傍聴者の決定は、原則として会議の前日までに傍聴を申し込んだ者のうちから先着順で行うものとする。

2 事前の申込みなく、当日に会議を傍聴する場合は、指定の入口で傍聴者名簿に住所及び氏名を記入しなければならない。この場合、傍聴者の定員を超えない範囲で、先に傍聴の申込みを行った者から傍聴できるものとする。

(傍聴証の交付等)

第 7 条 傍聴者は、傍聴証の交付を受けなければならない。

2 傍聴者が入場しようとする場合は、傍聴証を着用しなければならない。

3 傍聴者が傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を返還しなければならない。

(傍聴席への入場を禁止される者)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席への入場を禁止する。

(1) 凶器その他人に危害を加える恐れのある物を携帯している者

- (2) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用又は携帯している者
- (4) 拡声器、無線機、ラジオの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第9条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 騒ぎ立てないこと。
- (4) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第10条 傍聴者は、傍聴席において撮影又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(係員の指示)

第11条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場)

第12条 傍聴者は、次に掲げる場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開を宣言し、傍聴者の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴者がこの要領の規定に違反しているとして、会長が退場を命じたとき。

2 前項第2号の規定により、退場を命じられた者は、当日再び傍聴席に入ることはできない。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項で、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要領は、令和5年1月17日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年1月16日から施行する。